

卷末資料
附 錄
圖版目次
參考文獻

平成 26 年度撤去構造物・建造物写真



巻末写真 1 コンクリート反橋全景



巻末写真 2 コンクリート反橋 (南面)



巻末写真 3 コンクリート反橋 (北面)



巻末写真 4 コンクリート反橋 (北面)



巻末写真 5 洋館遠景



巻末写真 6 洋館接続部



巻末写真 7 洋館玄関 (北面)



巻末写真 8 洋館玄関 (北面)



巻末写真9 洋館南側の竹林



巻末写真10 主庭全景



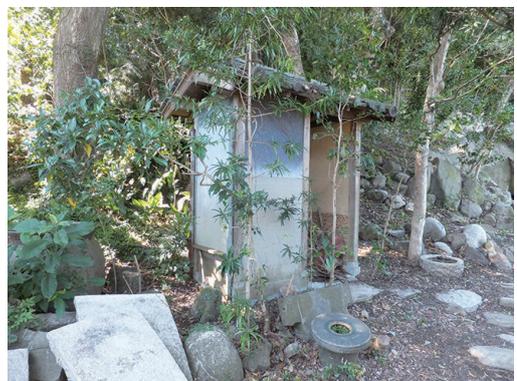
巻末写真11 敷地入口及び土蔵



巻末写真12 洋館西側の庭園入口



巻末写真13 雪隠（北面）



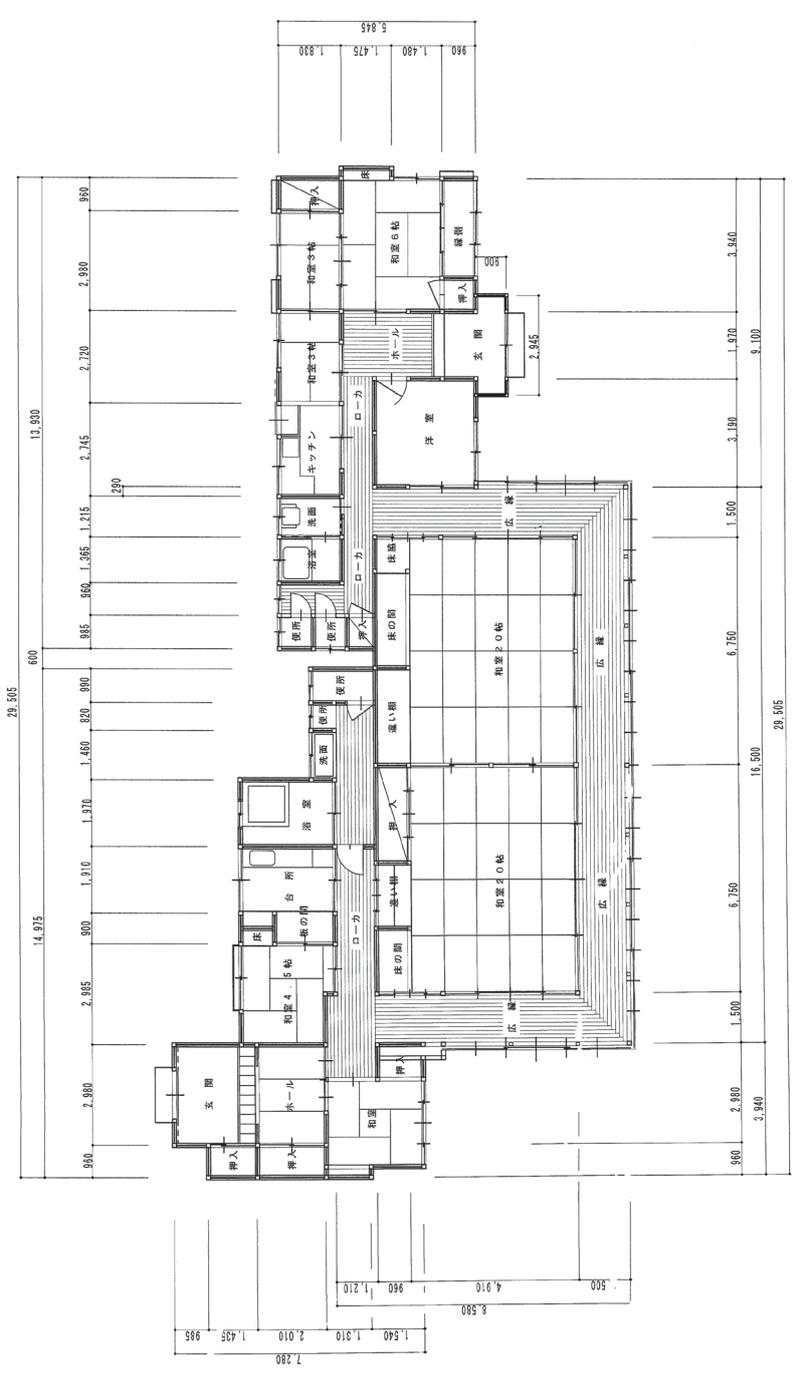
巻末写真14 雪隠（東面・北面）



巻末写真15 倉庫（西面）



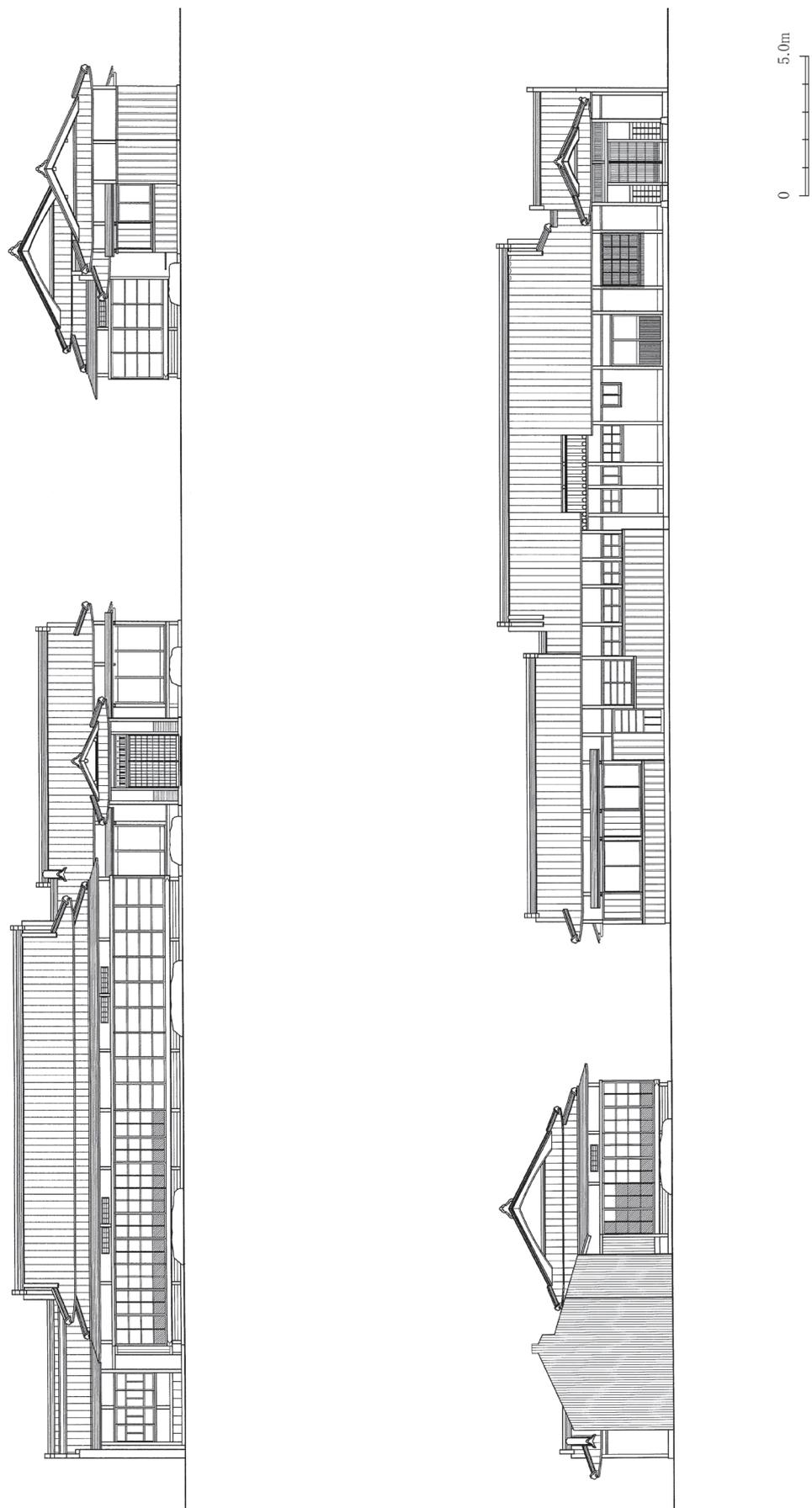
巻末写真16 倉庫（北面）



延べ床面積
255.39 m²



卷末図1 旧益習館庭園 書院建築平面図



卷末図2 旧益習館庭園 書院建築立面図

毎木調査

- ・調査は主庭内を対象とし、中高木は159本、低木は98本確認した。種の総計は42種であった。
- ・中高木は樹高1.5m以上、低木は樹高1.5m未満を基準として分類した。
- ・樹勢はA-良好、B-枯枝あり、C-腐食進行、D-枯木の項目で分類した。

中高木は40種159本が確認された。中高木の樹種の中で特に多かったのは、ヤブツバキとイヌマキであった。ヤブツバキは主庭全体に分布しているが、特に園池南側に多く見られる。イヌマキは主庭の西部に多く分布するが、隣地の景観を隠すために塀際に補植したものである。また、園池の周囲にはカエデ類が多く見られ、ヤマモミジのほか、イロハモミジやオオモミジが見られた。その他、ナンテン、アラカシ、クロガネモチが多く見られる。

樹勢についてはほぼ良好であるが、枯枝や空洞化が見られる樹木があるため、整備や日常管理の中での対処が必要である。特に、アラカシにうどんこ病が見られ、生育不良が進行する前に成育環境の改善や病害虫被害に対する処置が必要である。

一方、低木は35種98本が確認された。低木の樹種の中ではツツジ類が多く、ヤマツツジやサツキツツジが見られた。また、中高木でも多く見られたヤブツバキも多く、その他、ナンテン、マンリョウ、イヌビワが多く見られた。ただし、イヌビワの多くが実生木であり、その他の樹種においても実生木と見られる樹木が多いため、整備時には実生木に対する検討が必要である。

実生木については指標とする庭園の姿を目指し、名勝庭園の景観を保全するため、後継樹の育成を除き、景観の阻害要因となる樹木や構成要素に影響を及ぼすものは日常管理の中で定期的な摘除することが望ましい。樹勢についてはほぼ良好と言えるが、一部枯枝や腐食が見られる樹木があるため、整備の中で対応が必要である。

巻末表1 旧益習館庭園 樹木調査表 - 中高木 (令和4年度調査)

番号	樹種名	樹高 (m)	幹周 (cm)	枝張 (m)	樹勢	備考
1	イヌマキ	11.0	123.0	5.8	B	
2	ヤブツバキ	2.3	4.5/4.0	1.2	A	
3	ヤブツバキ	2.3	8.0	2.0	A	
4	ヤブツバキ	2.3	9.0	2.1	A	
5	ヤブニッケイ	7.8	189.0	5.3	A	
6	アジサイ	2.1	-	2.4	A	株立
7	カクレミノ	3.1	6.0	0.6	A	
8	イヌマキ	10.0	83.0	5.0	A	
9	コジイ	13.0	190.0	14.7	B	
10	クサギ	1.8	2.0	1.5	A	実生 株立ち
11	ヤブツバキ	3.9	19.0	2.9	A	
12	ナンテン	2.0	2.0	1.2	A	
13	ホルトノキ	2.7	9.0	2.0	A	
14	ヒメユズリハ	2.2	6.0	1.4	A	
15	イヌマキ	4.8	22.0	2.4	A	
16	クチナシ	2.2	8.0	1.8	A	
17	イヌマキ	3.2	8.0	1.1	A	
18	ヤブツバキ	3.5	12.0	1.6	A	
19	ヤブツバキ	2.3	7.0	2.2	A	
20	ツガ	7.8	90.0	7.3	C	枯損
21	イヌマキ	6.0	45.0	4.8	A	
22	モチノキ	5.5	17.0	2.5	A	
23	ヤブツバキ	4.0	12.0	2.3	A	
24	アラカシ	3.1	19.0	1.8	C	病気
25	アラカシ	1.6	10.5	1.1	B	足元ヅ' 萌芽
26	イヌマキ	4.5	20.0	1.3	A	

番号	樹種名	樹高 (m)	幹周 (cm)	枝張 (m)	樹勢	備考
27	イヌマキ	3.0	20.0	1.5	A	
28	イヌマキ	3.3	16.0	1.1	A	
29	ナンテン	2.0	6.0	0.9	A	
30	イヌマキ	4.7	64.0	1.8	A	主幹切戻し (切断)
31	イヌマキ	6.0	49.0	2.3	A	
32	ナンテン	1.6	-	1.1	A	株立
33	イヌマキ	2.7	23.0	1.0	A	
34	ヤブツバキ	3.1	6.0/15.0	1.3	A	
35	ナンテン	1.5	-	1.3	A	
36	ヤブツバキ	1.9	2.5	1.2	A	
37	モチノキ	8.8	82.0	1.0	A	
38	ヤマモミジ	4.0	14.0	3.2	A	
39	アラカシ	2.0	14.0	0.2	A	
40	ヤブツバキ	2.4	8.0/7.0	2.0	A	
41	ヤマモミジ	5.0	15.0/22.0	2.4	B	2又
42	キンモクセイ	2.2	15.0/15.0	1.6	A	
43	イヌマキ	6.2	63.0/50.0/42.0	2.7	A	3又
44	ナンテン	2.0	5.0/4.0	1.5	A	株立
45	イヌマキ	5.3	50.0	2.2	A	
46	ヤブツバキ	2.3	4.0/4.0/3.0	1.5	A	
47	オオモミジ	4.3	39.0	3.2	C	
48	イヌマキ	3.3	33.0	1.7	A	
49	イヌマキ	2.7	22.0	1.3	A	
50	イヌマキ	5.7	71.0	2.8	A	
51	シャシャンボ	3.5	8.0/12.0/5.0	2.0	A	3株
52	イヌマキ	5.3	57.0	1.8	A	
54	イヌマキ	5.5	50.0	2.0	A	
55	クロガネモチ	2.8	8.0	1.9	A	
56	クロガネモチ	2.8	10.0	1.5	A	
57	イヌマキ	5.3	83.0	2.2	A	
58	ヒサカキ	2.4	23.0/23.0/9.0	2.7	A	
59	イヌマキ	5.5	68.0	3.1	A	
60	ソテツ	3.5	83.0/81.0/81.0/81.0/85.0/85.0	5.3	A	
61	ヤブニッケイ	4.2	10.0	1.6	A	実生
62	ヤブツバキ	3.8	26.0/27.0/17.0	2.5	C	虫 足元7分 3又
63	ウメ	3.3	65.0	4.1	C	幹空洞有
64	ウメ	2.9	19.0/24.0	2.3	A	2又 足元7分・ニシキ
65	イヌマキ	5.2	43.0/26.0/23.0	2.1	A	2株
66	イヌマキ	5.2	32.0	0.9	A	
67	イヌマキ	5.5	59.0	2.5	A	
68	ヤブツバキ	2.9	7.0/20.0/6.0	1.4	A	
69	イヌマキ	5.3	9.0	2.5	A	
70	サザンカ	3.0	45.0/34.0/21.0	2.3	A	空洞有
71	イロハモミジ	4.8	19.0	2.5	A	
72	イヌマキ	5.7	55.0	2.5	A	
73	ヤマモミジ	3.7	24.0/19.0/17.0	3.6	A	2又
74	イヌマキ	5.6	63.0	1.7	A	
75	ヤマモミジ	5.2	21.0	3.2	A	
76	ヤマモミジ	4.8	42.0/12.0	2.5	A	2又
77	イヌマキ	3.8	64.0	2.3	A	
78	クロガネモチ	1.7	2.0	1.9	A	
79	クロガネモチ	2.6	2.0/7.0	1.2	A	2又 実生
80	フジ	1.5	-	0.7	A	木化ツル性植物
81	イヌマキ	5.4	62.0	2.5	A	
82	マサキ	2.2	14.0/8.0/6.0/9.0	1.1	A	
83	マサキ	2.4	10.0/9.0/8.0	1.4	A	
84	トウカエデ	3.3	23.0/20.0	1.7	A	
85	カミヤツデ	2.3	7.0	1.2	A	
86	イヌマキ	5.5	80.0/42.0/13.0	2.7	A	2株

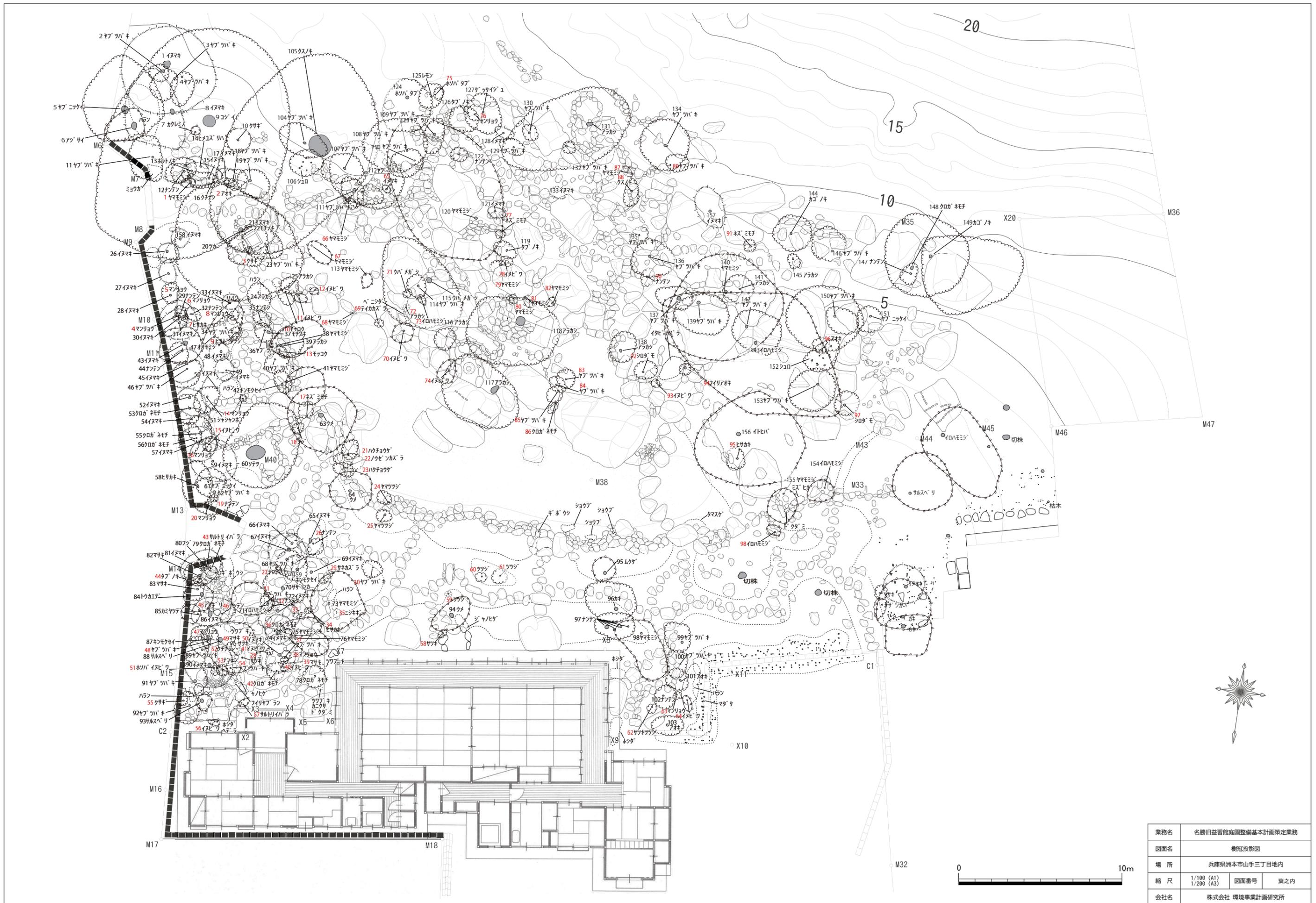
番号	樹種名	樹高 (m)	幹周 (cm)	枝張 (m)	樹勢	備考
87	キンモクセイ	2.9	10.0/21.0/19.0/11.0	1.8	A	
88	サルスベリ	3.5	49.0	3.5	A	
89	ヤブツバキ	2.3	15.0	1.6	A	
90	イヌマキ	5.8	92.0	3.4	A	
91	ヤブツバキ	2.7	7.0/11.0/16.0/11.0/13.0/16.0/10.0/ 17.0/14.0/8.0/6.0/5.0	2.1	A	3株
92	ヤブツバキ	3.0	20.0	2.0	A	
93	サルスベリ	2.3	52.0	1.0	D+A	萌芽
94	ウメ	2.5	23.0/56.0	2.8	A	2又
95	ムクゲ	1.9	-	1.5	A	
96	カキ	5.5	55.0	2.3	A	
97	ナンテン	2.4	7.0/5.0	2.5	A	3株 他低い
98	ヤマモミジ	3.8	18.0/18.0/21.0	3.8	A	枝先枯有 3又
99	ヤブツバキ	3.0	16.0	2.0	A	
100	ヤブツバキ	2.7	10.0	1.7	A	
101	アオキ	1.5	4.5	1.5	A	2株
102	ナンテン	1.9	4.0/3.0	1.4	A	4株
103	アオキ	2.7	11.0/12.0	1.6	A	2株 焼けている
104	ヤブツバキ	3.9	16.0	3.3	A	
105	クスノキ	11.0	240.0/156.0	12.9	A	2又 小枝枯有
106	シュロ	2.6	9.0/9.0/9.0/9.0/3.0/3.0/3.0	2.0	A	株立
107	ヤブツバキ	2.7	9.0/8.0/12.0	2.6	A	
108	ヤブツバキ	4.3	32.0/29.0/16.0	4.8	A	3又
109	ヤブツバキ	5.5	20.0/23.0/28.0	3.9	A	
110	ヤブツバキ	3.4	19.0/8.0/12.0	2.2	A	
111	ヤブツバキ	3.3	7.0/9.0/6.0/11.0	2.0	A	
113	ヤマモミジ	1.7	3.0	1.0	A	
114	ヤブツバキ	2.2	10.0	1.5	A	
115	ウバメガシ	5.3	100.0	6.3	A	
116	アラカシ	1.7	6.5	1.3	A	
117	アラカシ	3.0	106.0/88.0	5.0	C	空洞有 キコ有
118	アラカシ	4.5	12.0	5.5	C	足元が 空洞有
119	タブノキ	1.6	5.0	1.3	A	
120	ヤマモミジ	7.5	49.0	9.7	B	枝先枯有
121	イヌマキ	1.9	9.0	1.2	A	
122	ナンテン	1.7	-	1.0	A	
123	ヤブツバキ	3.4	15.0	2.1	A	
124	ホソバタブ	5.7	44.0	3.5	A	
125	レモン	3.0	34.0	1.5	A	
126	タブノキ	3.5	18.0	1.6	A	
127	ゲッケイジュ	2.9	27.0	2.5	A	
128	イヌマキ	2.2	18.0/9.0	1.2	A	
129	ヤブツバキ	2.3	10.0	1.6	A	
130	ヤブツバキ	1.9	8.0/8.0/8.0	1.1	A	
131	アラカシ	5.5	15.0/50.0/38.0	8.2	A	3株 2又 萌芽
132	ヤブツバキ	1.8	5.0	0.8	A	
133	イヌマキ	1.9	9.0	1.0	A	
134	ヤブツバキ	3.1	13.0/12.0	3.2	A	
135	ヤブツバキ	1.6	9.0	1.2	A	
136	ヤブツバキ	2.2	14.0/15.0	2.6	A	2又
137	ヤブツバキ	2.0	1.0	2.3	C	
138	アラカシ	2.4	3.0	1.9	C	うどんこ病
139	ヤブツバキ	2.7	17.0/11.0/21.0	2.7	A	
140	ヤマモミジ	6.2	49.0	6.0	C	
141	アラカシ	1.9	10.0	2.0	C	うどんこ病
142	ヤブツバキ	2.9	29.0/24.0	3.1	A	
143	イロハモミジ	8.5	57.0/70.0	3.2	C	
144	カゴノキ	4.5	34.0	3.3	A	
145	アラカシ	1.9	4.0	1.0	C	うどんこ病

番号	樹種名	樹高 (m)	幹周 (cm)	枝張 (m)	樹勢	備考
146	ヤブツバキ	2.6	10.0	2.1	A	
147	ナンテン	1.6	-	1.3	A	
148	クロガネモチ	8.0	69.0	5.0	A	
149	カゴノキ	7.0	41.0	6.7	A	小枝枯有
150	ヤブツバキ	2.8	7.0	2.1	A	
151	ヤブニッケイ	1.7	-	1.5	A	実生
152	シュロ	2.4	-	2.0	A	27 株
153	ヤブツバキ	2.6	8.0/7.0/16.0	3.0	A	
154	イロハモミジ	1.7	3.5	1.6	A	足元おた
155	ヤマモミジ	1.9	3.0/4.0/5.0	2.2	A	3 又
156	イトヒバ	9.0	123.0	6.4	C	空洞有
157	イヌマキ	21.0	30.0	2.7	A	
158	イヌマキ	3.0	11.0	1.2	A	
159	キンモクセイ	2.7	22.0/20.0/10.0	2.1	A	3 又

巻末表 2 旧益習館庭園 樹木調査表 - 低木 (令和 4 年度調査)

番号	樹種名	樹高 (m)	幹周 (cm)	枝張 (m)	樹勢	備考
1	ヤマモミジ	1.2	-	0.9	A	実生
2	アオキ	0.6	-	0.6	A	
3	クサギ	0.2	-	0.4	A	実生
4	マンリョウ	1.2	-	0.3	A	
5	マンリョウ	0.4	-	1.1	A	
6	マンリョウ	1.1	-	0.2	A	
7	ヒサカキ	0.6	-	0.5	A	
8	マンリョウ	0.8	-	0.6	A	
9	ヒラドツツジ	0.7	-	0.8	A	
10	モッコク	1.1	-	1.0	A	
11	イヌビワ	0.8	-	0.7	A	実生
12	イヌビワ	0.7	-	0.5	A	実生
13	モッコク	1.0	-	0.9	A	
14	マンリョウ	0.8	-	0.4	A	実生
15	イヌビワ	1.1	-	0.9	A	実生
16	マンリョウ	1.2	-	0.4	A	実生
17	ネズミモチ	1.0	-	0.9	A	実生
18	フジ	0.5	-	0.7	A	
19	ナンテン	0.8	-	0.3	A	
20	マンリョウ	0.7	-	0.3	A	
21	ハクチョウゲ	0.8	-	1.2	A	
22	ノウゼンカズラ	0.9	-	1.1	A	
23	ハクチョウゲ	0.8	-	1.2	A	
24	ヤマツツジ	0.4	-	0.9	B	
25	ヤマツツジ	0.5	-	0.9	A	
26	ナンテン	1.4	-	0.9	A	
27	ナンテン	0.6	-	0.6	A	
28	サツキ	0.7	-	0.9	A	
29	サネカズラ	0.8	-	0.9	A	実生
30	ヤブツバキ	1.1	-	1.2	A	
31	ヤブツバキ	1.1	-	0.8	A	実生
32	ナンテン	0.7	-	0.5	A	
33	ナンテン	1.1	-	1.0	A	
34	ヒサカキ	0.6	-	0.2	A	実生
35	ニシキギ	0.6	-	0.5	A	
36	クロガネモチ	1.1	-	1.5	A	
37	ヤブツバキ	1.0	-	0.5	A	
38	マンリョウ	0.7	-	0.3	B	
39	マサキ	0.5	-	0.6	A	
40	イヌビワ	0.6	-	0.4	A	実生

番号	樹種名	樹高 (m)	幹周 (cm)	枝張 (m)	樹勢	備考
41	イヌビワ	0.7	-	0.7	A	
42	クロガネモチ	1.4	-	0.9	A	
43	サルトリイバラ	1.1	-	0.5	A	実生
44	タブノキ	0.9	-	0.6	A	実生
45	アオギリ	1.4	-	0.7	A	実生
46	ナンテン	0.9	-	0.5	A	
47	マンリョウ	0.4	-	0.2	A	
48	ヤブツバキ	1.4	-	0.8	A	
49	マサキ	0.5	-	0.4	A	
50	サツキ	0.6	-	0.6	A	
51	ホソバイヌビワ	0.8	-	0.5	A	実生
52	クチナシ	0.9	-	0.6	A	
53	ナンテン	0.9	-	0.6	A	
54	ヤブツバキ	1.3	-	0.7	A	
55	クサギ	0.9	-	0.6	A	実生
56	イヌビワ	0.5	-	0.7	A	実生
57	サルトリイバラ	0.7	-	0.6	A	
58	サツキ	0.6	-	0.6	A	
59	ツツジ	0.3	-	0.4	B	
60	ツツジ	0.5	-	0.6	A	
61	ツツジ	0.6	-	0.8	A	
62	サツキツツジ	0.3	-	0.5	A	
63	マンリョウ	0.8	-	0.4	A	焼けている
64	イヌビワ	1.1	-	1.0	A	
65	イヌマキ	1.1	-	0.6	A	
66	ヤマモミジ	1.4	-	0.8	A	実生
67	ヤマモミジ	1.3	-	1.2	C	虫
68	ヤマモミジ	0.3	-	0.2	B	実生
69	テイカカズラ	1.1	-	0.5	A	
70	イヌビワ	1.1	-	1.3	A	実生
71	ウバメガシ	0.4	-	0.4	A	実生
72	アラカシ	1.4	-	0.4	A	実生
73	イロハモミジ	0.8	-	0.6	A	
74	イヌビワ	1.4	-	1.5	A	実生
75	ホソバタブ	1.1	-	0.5	A	
76	センリョウ	1.4	-	1.0	A	
77	ネズミモチ	0.5	-	1.0	A	実生
78	イヌビワ	0.7	-	0.7	A	実生
79	ヤマモミジ	1.1	-	1.0	A	
80	ヤマモミジ	1.1	-	0.1	A	
81	ヤマモミジ	1.1	-	0.7	B	
82	ヤマモミジ	1.0	-	0.5	A	足元イヌビワ
83	ヤブツバキ	1.3	-	1.0	A	
84	ヤブツバキ	1.3	-	1.0	A	
85	ヤブツバキ	1.3	-	1.0	A	
86	クロガネモチ	1.3	-	0.7	A	
87	ヤマモミジ	0.8	-	0.8	A	実生
88	クスノキ	1.4	-	1.6	A	実生
89	ヤブツバキ	0.8	-	1.1	A	実生
90	ナンテン	1.3	-	1.1	A	株立
91	ネズミモチ	1.0	-	0.7	A	実生
92	シロダモ	1.0	-	1.3	A	実生
93	イヌビワ	1.1	-	0.4	A	実生
94	フィリアオキ	0.9	-	0.7	A	
95	ヒサカキ	1.3	-	1.3	A	
96	アオキ	1.0	-	0.8	A	
97	シロダモ	1.4	-	1.5	A	萌芽
98	イロハモミジ	0.7	-	0.8	B	



巻末図3 旧益習館庭園 樹冠投影図 (図中の番号は巻末表1、2に対応 黒字は高木、赤字は低木を示す)

業務名	名勝旧益習館庭園整備基本計画策定業務		
図面名	樹冠投影図		
場所	兵庫県洲本市山手三丁目地内		
縮尺	1/100 (A1) 1/200 (A3)	図面番号	業之内
会社名	株式会社 環境事業計画研究所		

関係法令（抜粋）

文化財保護法

昭和 25 年法律第 214 号
最終改正：令和 4 年 6 月 17 日
施行日：令和 4 年 6 月 17 日

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（生生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発

掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであ

るときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合

には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第二百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第二百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必

要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記

念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、そ

の旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つていないものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第百八十八条、第二百二十条、第二百二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二

項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

（修理等の施行の委託）

第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二百二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

（重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導）

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 一 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
- 二 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。） 当該重要有形民俗文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
- 三 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧
- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

（書類等の経由）

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日

施行日：平成 31 年 4 月 1 日

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

図版目次

写真目次

巻頭図版 1 主庭	i
巻頭図版 2 玄関前庭	i
巻頭図版 3 書院建築 外観	ii
巻頭図版 4 書院建築 内観	ii
写真 I - 1 第 1 回委員会 現地確認	15
写真 I - 2 第 2 回委員会	15
写真 I - 3 第 3 回委員会	15
写真 I - 4 第 4 回委員会	15
写真 IV - 1 書院建築北面	25
写真 IV - 2 書院建築南面	25
写真 IV - 3 書院建築 新玄関棟南面	25
写真 IV - 4 書院建築内部 (西側広間)	25
写真 IV - 5 現況の仮設受付	38
写真 IV - 6 保管・管理用倉庫の不足状況	38
巻末写真 1 コンクリート反橋全景	52
巻末写真 2 コンクリート反橋 (南面)	52
巻末写真 3 コンクリート反橋 (北面)	52
巻末写真 4 コンクリート反橋 (北面)	52
巻末写真 5 洋館遠景	52
巻末写真 6 洋館接続部	52
巻末写真 7 洋館玄関 (北面)	52
巻末写真 8 洋館玄関 (北面)	52
巻末写真 9 洋館南側の竹林	53
巻末写真 10 主庭全景	53
巻末写真 11 敷地入口及び土蔵	53
巻末写真 12 洋館西側の庭園入口	53
巻末写真 13 雪隠 (北面)	53
巻末写真 14 雪隠 (東面・北面)	53
巻末写真 15 倉庫 (西面)	53
巻末写真 16 倉庫 (北面)	53

図目次

図 I - 1 名勝指定範囲図 (広域)	4
図 I - 2 名勝指定範囲図 (狭域)	4
図 I - 3 旧益習館庭園平面図	5
図 I - 4 地区区分図	6
図 I - 5 「稲田氏西荘図」斎藤崎庵	8
図 I - 6 「稲田氏西屋敷 (下屋敷町) 之図」	8
図 I - 7 川上氏所有時代の敷地変遷図	9
図 I - 8 旧益習館庭園の変遷図	10
図 I - 9 「川上茂吉別荘正門」	12
図 I - 10 書院建築変遷図	12
図 II - 1 玄関前庭の課題	17
図 II - 2 主庭の課題	19
図 II - 3 山林部の課題	20

図 II - 4 公開活用の課題	21
図 III - 1 基本方針と整備の要点	24
図 IV - 1 書院建築内部の主な課題	27
図 IV - 2 書院建築外部の主な課題	28
図 IV - 3 書院建築内部の公開活用の課題	29
図 IV - 4 書院建築内部の整備・修復箇所	31
図 IV - 5 書院建築内部 玄関棟の主な整備・修復箇所	32
図 IV - 6 書院建築内部 書院棟の主な整備・修復箇所	33
図 IV - 7 書院建築内部 新玄関棟の主な整備・修復箇所	34
図 IV - 8 書院建築外部の整備・修復箇所	35
図 IV - 9 書院建築外部 北立面の主な整備・修復箇所	36
図 IV - 10 書院建築外部 南立面の主な整備・修復箇所	37
図 IV - 11 書院建築の公開活用のゾーニング	39
図 IV - 12 書院建築内部の公開活用の整備計画図	40
図 IV - 13 玄関前庭整備計画図	41
図 IV - 14 板塀設置イメージ	42
図 IV - 15 遺構表示範囲・解説版設置イメージ	42
図 IV - 16 洋館及び洋館前庭復元参考図	42
図 IV - 17 洋館及び洋館前庭復元参考図 2	42
図 IV - 18 主庭及び山林部の整備計画図	43
図 IV - 19 土橋復元参考図	44
図 IV - 20 図 IV - 19 拡大図	44
図 V - 1 第 1 次整備計画図	46
図 V - 2 整備イメージ図 主庭	47
図 V - 3 整備イメージ図 玄関前庭	47
図 V - 4 第 2・3 次整備計画図	49
巻末図 1 旧益習館庭園 書院建築平面図	54
巻末図 2 旧益習館庭園 書院建築立面図	55
巻末図 3 旧益習館庭園 樹冠投影図	61

表目次

表 I - 1 文部科学省告示第 21 号	3
表 I - 2 旧益習館庭園の沿革	11
表 I - 3 策定委員会の開催経過	15
表 II - 1 玄関前庭の課題	16
表 II - 2 主庭の課題	18
表 II - 3 山林部の課題	20
表 II - 4 公開活用の課題	21
表 II - 5 課題の優先順位	22
表 IV - 1 書院建築の課題	26
表 IV - 2 書院建築の整備内容	30
表 IV - 3 書院建築の公開活用の区分一覧	39
表 V - 1 第 1 次整備の年次計画	45
表 V - 2 第 2・3 次整備の年次計画	48
巻末表 1 旧益習館庭園 樹木調査表 - 中高木	56
巻末表 2 旧益習館庭園 樹木調査表 - 低木	59

参考文献

文献・史料

- ・角田誠・谷本進編『淡路洲本城』城郭談話会 平成 7 年 (1995)
- ・洲本市教育委員会『史跡洲本城跡保存管理計画策定報告書』洲本市教育委員会 平成 14 年 (2002)
- ・平澤毅「文化的資産としての近代庭園及び公園の保護」『日本庭園学会誌 18』日本庭園学会 平成 19 年 (2007)
- ・近代の庭園・公園等の調査に関する検討会・文化庁文化財部記念物課『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』平成 24 年 (2012)
- ・西桂「洲本城下・旧益習館庭園の考察」『日本庭園学会誌 29』日本庭園学会 平成 27 年 (2015)
- ・文化庁文化財部記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』平成 27 年 (2015)
- ・西桂『ひょうごの庭園』神戸新聞総合出版センター 平成 30 年 (2018)
- ・洲本市教育委員会『洲本市文化財調査報告書第 11 冊 旧益習館庭園調査報告書』洲本市教育委員会 平成 30 年 (2018)
- ・洲本市教育委員会『名勝旧益習館庭園保存活用計画』洲本市教育委員会 令和 4 年 (2022)